

## (協議事項)

葛飾区地域乗合タクシー「さくら」の運行車両に係る移動等円滑化基準適用除外について

日立自動車交通株式会社

### 1 経緯

葛飾区地域乗合タクシー「さくら」(以下「さくら」という。)は平成 8 年に小菅地区のバス路線が廃止されたことに伴い、モデル事業実施を経て平成 11 年より本格運行しています。

近年は新型コロナ等の影響もあり利用者数が減少する中、令和 4 年 7 月には利用状況に合わせたダイヤ改正を行い、運行経費を削減するなど事業継続に向けて取り組んでいます。

現在さくらで使用している車両 2 台は、**使用年数 14 年、走行距離はそれぞれ 27 万キロ、29 万キロとなっており、車両の更新が必要**となっています。

### 2 車両更新について(令和 6 年 4 月を予定)

**令和 6 年 4 月に車両更新を予定**しており、車両更新に当たっては、**日立自動車交通株式会社が既に所有するワゴン車(トヨタハイエースコミューター)を導入する予定**です。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、原則として、車両の新規導入の際には「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(以下「移動等円滑化基準」という。)に適合した車両の導入を義務付けています。

しかしながら、ワゴン車を移動等円滑化基準に合致させるためには乗車定員を大幅に減らす必要があり、現状の利用状況を踏まえると、**定員を超えてしまい待っていても乗れないような状況の増加が懸念**されます。このことから、**乗客定員を最大限確保し効率的で利便性の高い運行とするためには移動等円滑化基準の一部適用除外が必要**です。

なお、さくらの運行ルートには狭隘箇所(写真 1)や急カーブ箇所(写真 2)があるため、**小型バスを含むバス車両では安全な通行が困難**となっています。また**停留所のある通りにおいても幅員に余裕がなく、バス車両による安全な運行は困難**(写真 3)です。

### 3 移動等円滑化基準の適用除外とは

道路や地形上の問題等により、移動等円滑化基準を満たすことが困難である場合には、地域公共交通会議の協議を調(ととの)えて地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部を適用除外とできます(移動等円滑化基準第 43 条及び移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領第 3、第 7 による)。

### 3 地域乗合タクシー「さくら」の運行概要

#### (運行経路)



#### (運行ダイヤ)

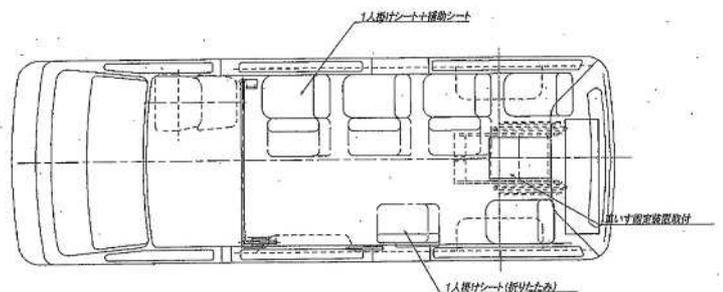
綾瀬駅発 6時55分～19時30分発

平日36便、土休日35便

#### (運行車両)

トヨタハイエース通勤ター 乗客定員9名 車いす1名

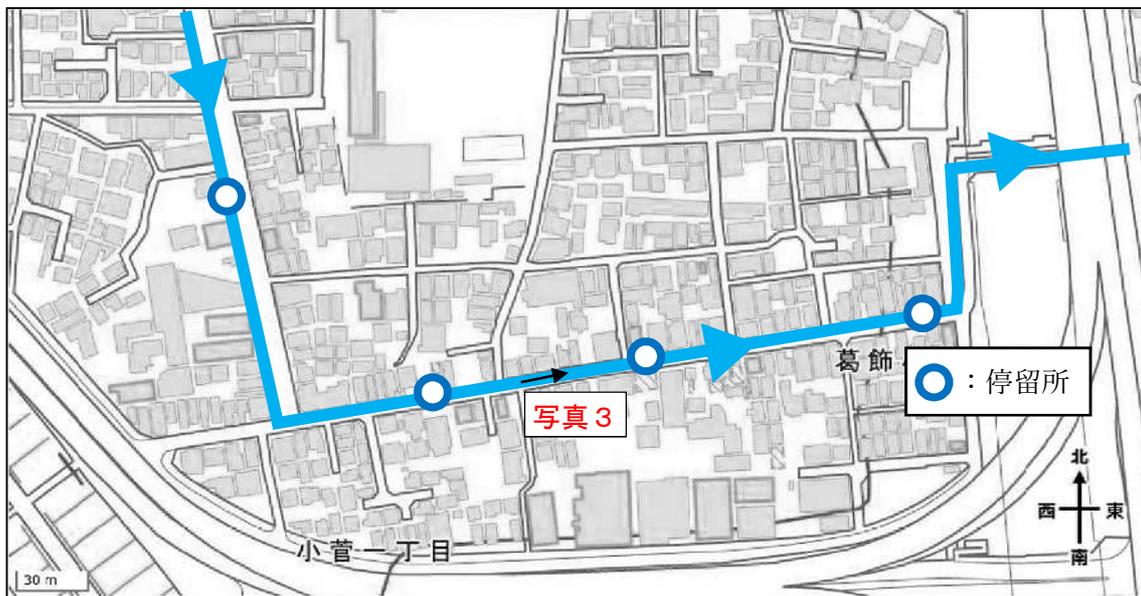
**※運行開始以来、車いす利用者の利用実績なし**



#### (利用料金)

大人200円、子供100円 シルバーパス利用不可

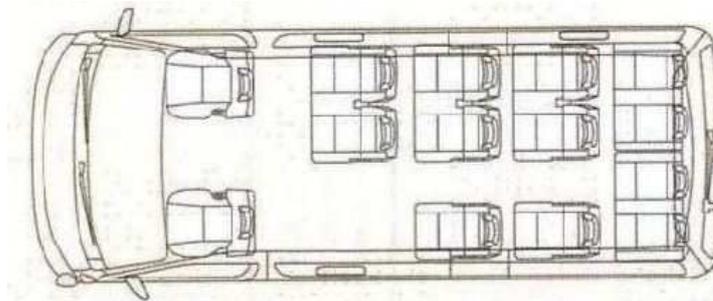




運行経路上には、写真3の一方通行道路（道路幅員 5.45m、一方通行）が存在し、バス車両での車いす乗降（側方乗降）は困難である。

## 5 適用除外認定を受ける車両概要

車名	型式	年式	乗客 定員	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)
トヨタ ハイエースコンピューター	CBT-TRH228B	令和3年	12人	5,380	1,880	2,280



上記内装は車両カタログのものであり、今後改装予定

## 6 認定により適用を除外する移動等円滑化基準の条項及び内容

No.	条項	内容	基準値等	さくら新車両
1	第 37 条第 2 項二	車いす使用者の乗降を円滑にする設備	有	無
2	第 39 条	車いすスペース	有	無
3	第 40 条第 1 項	通路の幅	80cm 以上	30cm
4	第 40 条第 2 項	通路の手すり	座席 3 列ごとに 1 つ以上	乗降口のみ (座席にはなし)
5	第 41 条	運行情報提供設備等	有	無 〔 運転手による 声掛け 〕

## 7 認定を必要とする理由

- ・ 運行経路の道路には狭隘箇所や急カーブ箇所があり、ワゴン車で運行が必要です。
- ・ 定員を超えてしまい待っていても乗れない状況为避免効率的に運行するためには、なるべく多くの利用者を運送できる車両である必要があります。
- ・ 乗客定員を最大限の 12 人乗りとする場合、移動等円滑化基準に合致する車いすスペース、通路の幅、手すり間隔を確保することが困難となります。

## 8 適用除外条項に関する対応について

### (1) 車いす利用者への対応について

日立自動車交通 HP や区 HP、車両内周知、バス停掲示、小菅西自治会での資料回覧、広報かつしか、車いす利用者関連団体への情報提供により、車いすスペース・乗降設備がなくなることを周知します。

なお、車いす利用者の方がさくらをご利用したい場合は、利用される方の状態や車いすの大きさ、介助者の有無等について事前に電話をいただくことで、可能な範囲で配慮・対応いたします。

さくらへの乗車が難しい場合は、弊社グループの UD タクシー（ユニバーサルデザインタクシー）を扱うタクシー会社や、葛飾区社会福祉協議会が運行しているリフト付ワゴン車「ふれあい号」をご紹介します。（料金は別途になります）

### (2) その他（通路の幅、手すり、運行情報設備）について

移動等円滑化基準における通路の幅は車いす利用者の通過に必要な最低幅の 80cm となっています。今回の車両更新では車いすスペースを設けないため、使用車両の標準値である 30cm となっています。

通路の手すり間隔の基準は座席 3 列ごとに 1 つ以上ですが、使用車両は通路幅が 30cm で座席間隔も広くないことから、車両内ではどこでも座席に捕まることが可能です。

運行情報提供設備等は運転手による声掛けにより対応します。

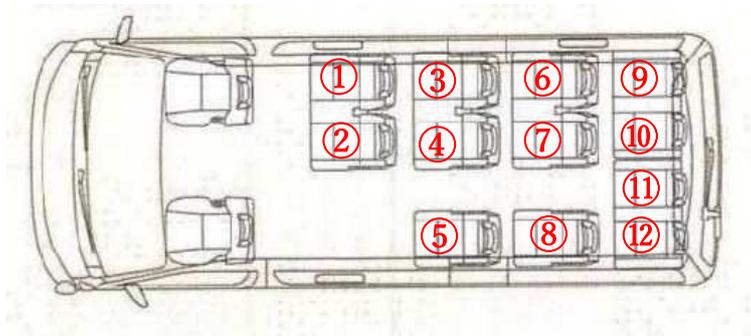
## 参考資料

参考資料 1 : 車いすスペースを設置する場合の席配置

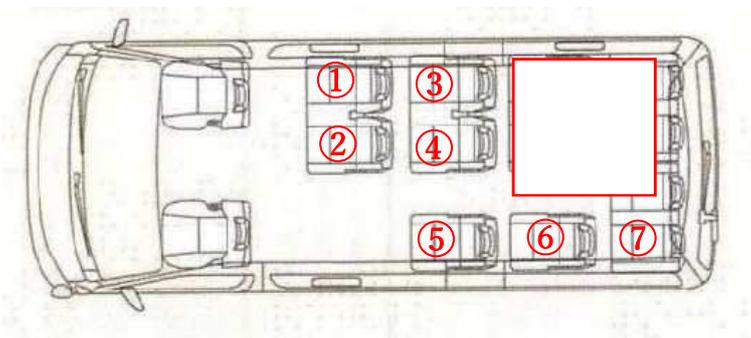
参考資料 2 : 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（移動円滑化基準）条文（乗合バス車両部分）  
移動等円滑化基準適用除外自動車の認定要領（適用除外条件に関する部分）

車いすスペースを設置する場合の席配置

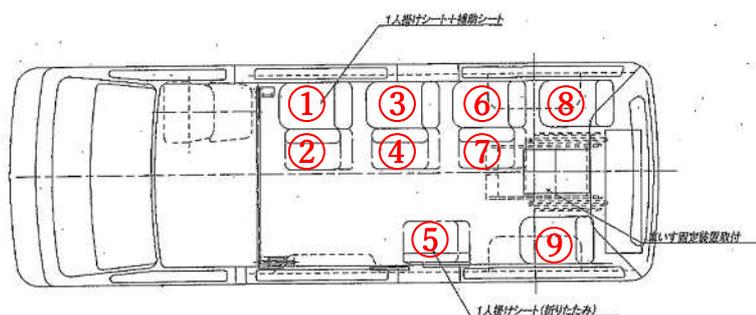
新車両：車いすスペースなし（乗客定員：12人）



新車両：車いすスペースあり（乗客定員：7人）



現行車両：車いすスペースあり（乗客定員：9人）



## 移動等円滑化基準（乗合バス車両部分）

### 第三節 乗合バス車両

#### （適用範囲）

第三十六条 乗合バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

#### （乗降口）

第三十七条 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

2 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、八十センチメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

#### （床面）

第三十八条 国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

2 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

#### （車椅子スペース）

第三十九条 乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六 車椅子スペースである旨が表示されていること。

七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

#### （優先席）

第三十九条の二 乗合バス車両に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

(通路)

第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅(容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅)は、八十センチメートル以上でなければならない。

2 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

(運行情報提供設備等)

第四十一条 乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

(意思疎通を図るための設備)

第四十二条 乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。

(基準の適用除外)

第四十三条 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した乗合バス車両については、第三十七条から前条まで(第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。)に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該乗合バス車両ごとに指定したものは、適用しない。

## 移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領(適用除外条件に関する部分)

第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

基準適用除外の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。

(1) 地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車(自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。)

(4) 車両総重量が5 t以下であって、乗車定員が23人以下の自動車

第7 条件又は期限の付与

2 第3第4号に規定する自動車については、運行地域の自治体及び住民と基準の適合除外がされた自動車を運行させることについて合意がなされていること又は運行地域の自治体から要請があること等を条件として付すものとする。